

大人用紙おむつ購入割引券に係る事務の流れ

随 時

割引券の利用



利用月の末日

集計

※ 該当月内に利用のあった割引券の集計



次月の10日まで

請求

※ 別紙「請求書」に使用済み割引券を添付し、舞鶴市社会福祉協議会までご提出ください(持参、郵送等を問いません。ご都合の良い方法でご提出くださいましたら結構です)。

※ 毎月の請求事務が困難な場合等は、数ヶ月毎のご請求でも構いません。



次月の末日まで

支払い

※ 請求のあった金額と使用枚数に相違ないことを確認し、指定の金融機関口座へ入金いたします。